

5 県内外の主な動き

（政策・方針決定過程における男女共同参画の推進）

2004年7月に実施された第20回参议院議員通常選挙においては、121人の改選議員のうち、女性議員は15人であり、全参议院議員242人のうち女性議員は33人となりました。

三重県議会の女性議員は2名であり、市町村議会議員については95名となっています。（2004年3月末現在）

（男女共同参画社会実現に向けた総合的な取組の推進）

男女共同参画の推進に関する条例は、2004年3月31日現在、46都道府県、13政令都市で制定されています。

三重県では、2000年10月に三重県男女共同参画推進条例を制定しています。これは全国で4番目の制定であり、人権条例がある県として初めての制定でした。

また、県内の市町村における条例は、2004年3月31日現在で津市、上野市、桑名市、伊勢市、松阪市、久居市の6市で制定されました。また、現在、条例制定を検討している市町村がいくつかあります。

三重県では、2002年3月に男女共同参画施策を総合的、計画的に実施するための指針である三重県男女共同参画基本計画を策定するとともに、40項目の目標値等を定めた第一次実施計画を策定しました。また、県内の市町村においても、13市と白山町、御浜町が基本計画を策定しています。

（市町村合併と地域社会における男女共同参画に関する意識の普及）

2005年3月を期限とした市町村合併特例法により、地域社会は大きく変わろうとしています。

合併議論を契機として、地域におけるさまざまな問題が住民間で話し合われる場面が増えました。男女共同参画の目指す社会システムの変革についても、これを好機と捉え、大きく進展することが望めます。

（働く場等、さまざまな分野における男女共同参画の推進）

国では、さまざまな分野における女性のチャレンジを推進する上で重要と考えられる事項について、2003年4月に「女性のチャレンジ支援策」としてまとめました。

チャレンジの種類として、「政策・方針決定過程に参画し、活躍する『上』への（垂直型）チャレンジ」「起業家、研究者・技術者等、従来女性が少なかった分野に新

たな活躍の場を広げる『横』への（水平型）チャレンジ」「子育てや介護などでいったん仕事を中断した女性の『再』チャレンジ」の3つを挙げ、それぞれについて、支援策を挙げています。

その中で、2020年までに管理的職業に従事する女性の割合を30%以上にするといった数値目標が設定されています。また、「身近なチャレンジ事例の提示」や「チャレンジ支援のためのネットワークの実現」などが紹介されています。

三重県においても、さまざまな分野へ男女がバランスよく進出できるよう取組を進めており、農業委員等において成果が少しずつ現れています。

（家庭・地域における男女共同参画の推進）

2003年の合計特殊出生率が、全国で1.29（三重県では1.35）となり、戦後初めて1.3を下回りました。

急速に進む少子化に対応するため、従来の取組に加え、もう一段の対策を講じることが必要であるとして、2002年9月に国では、「少子化対策プラスワン」を公表しました。この中で、「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」など4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進することとし、育児休業の取得率などの目標値を掲げています。

これらを受けて、2003年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、2005年4月から施行されます。この法律では、地方公共団体および企業における10年間の集中的・計画的な取組を推進するために、都道府県、市町村、事業主に行動計画を策定・公表することを規定しています。また、国においては、2004年6月に基本施策として「少子化社会対策大綱」を策定しました。

県においても、次世代育成支援推進懇話会を中心に県行動計画策定を進めています。

（人権の尊重と心身の健康支援）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間の暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）も重大な人権侵害であるとして、2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定、施行されました。これまで、家庭内の問題などとして見過ごされてきましたが、この法律によって改めて、DVは犯罪であると規定されました。

2003年度の全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談は、43,225件、この法律の最大の特徴ともいえる保護命令の発令件数は、接近禁止のみ1,054件、退去命令のみ6件、接近禁止命令と退去命令の同時発令438件となっており、DVを取り巻く状況の深刻さが窺えます。

三重県では、2003年度に配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）に寄せ

られた相談件数は 986 件、接近禁止命令は 32 件、退去命令は 7 件となっています。

また、本年 6 月に改正DV防止法が公布され、配偶者からの暴力について、離婚後の元配偶者や、精神的な暴力についても対象となるとともに、被害者の保護・支援については、保護命令の発令対象や接近禁止命令等の適用が、被害者本人だけでなく、被害者の子にまで広げられるとともに、退去命令期間が 2 ヶ月間に拡大されるなどの改正が行われ、本年 12 月より施行されます。